

花いっぱい運動に伴う要望品及び管理経費支給要領

(目的)

王寺町花いっぱい運動は、花を育てることで私たちの生活空間が明るくなり、さらに潤いとやすらぎが感じられるような「花のある町」の実現を目指す運動です。

この運動を町全体に広げることを目的に、活動団体に要望品及び管理経費を支給するものである。

(設置場所)

町内の公共施設（主要道路・公園等）において、交通等支障のない場所で、町が認めた場所とする。

(対象団体と役割)

自発的に花の植栽と、その後の維持管理（除草・水やり等）を長期間行っていていただく団体とする。

(届出)

王寺町花いっぱい運動要望品及び管理経費支給申請書（別紙様式1）に必要な事項を記入し、町（住民課くらしと人権係）に提出することとする。

(要望品及び管理経費の支給)

支給は、申請書に記入されている内容を町で審査し、1申請ごとに町より支給する。

(支給対象要望品及び管理経費)

要望品とは花の種、花の苗、花の用土、プランター等とし、管理経費とは水道料代とする。

(作業報告)

王寺町花いっぱい運動活動写真貼付用紙（別紙様式2）に、「作業途中の写真」と「作業後の写真」を貼付け、必要事項を記入し、町（住民課くらしと人権係）に提出することとする。

(管理経費の算定)

管理経費は管理規模に合わせた額とし、基準は別表のとおりとする。

(管理経費の支給)

管理経費の支給は、当該団体より提出された口座振込依頼書（別紙様式3）により支給する。ただし、申請受付に対する交付期間は次のとおりとする。

申請受付期間	交付期間
3月1日～ 8月末日	9 月
9月1日～翌年2月末日	3 月

(その他)

この要領に定めるもののほか、必要事項は町と協議し、別に定める。